南砺市多職種連携協議会

ＩＣＴを活用した情報ネットワークシステムに関する運用規程

（目的）

第１条　この規程は、南砺市、南砺市医師会等で構成する南砺市多職種連携協議会（以下「協議会」という。）が運営する、ＩＣＴを活用した情報ネットワークシステムでの情報共有について、安全かつ円滑な運用を図るとともに、利用者（患者）の医療・介護情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（呼称）

第２条　本ネットワークシステムの呼称は、「なんと在宅支援ネットワーク」（以下｢システム」という。）とする。

（システム運営主体及び運用管理者）

第３条　本システムの運営主体は、協議会とする。

２　本システムの運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、南砺市医師会に設置する「南砺市在宅医療支援センター」とする。

　（運用管理者の業務）

第４条　運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

　(１)登録(新規・変更・中止)申請書の受付・受理・決定

　　　※「個人情報に関する誓約書」の管理を含む。

(２)ＩＤ・ＰＷの発行(変更・中止)手続きおよび通知

(３)システム使用環境の整備(Ｔｅａｍインストール、必要機材の搬入等)

(４)システム使用者への操作説明

(５)データベース管理(システム使用者の入力情報整理)

(６)データベース管理(患者情報の入力・情報整理等)

(７)不正使用の監視および必要時の指導・停止

(８)患者または使用者に対しての相談対応(問い合わせ窓口の設置)

　（管理責任者）

第５条　システムを使用する機関の長は、その管理責任を負うものとする。また、システムの安全な管理・運用のために各機関に管理責任者を配置しなければならない。

２　システムを使用する機関の長は、配置した管理責任者の氏名・役職を協議会の長に届け出なければならない。

　（管理責任者の責務）

第６条　管理責任者は、当該機関内でシステムを使用する職員に対してIDおよびPWを付与することができる。

２　管理責任者は、IDおよびPWを管理しなければならない。

３　管理責任者は、当該機関内でシステムが適正に使用されているか監視するものとする。また、不適正な使用がある場合には、改善を求めることができるものとする。

４　管理責任者は、機関内で起きた不適正使用などの事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

（使用者）

第７条　使用者とは、システムを使用する機関の職員であり、システムを操作・閲覧する者をいう。

　（使用者の責務）

第８条　使用者がシステムを使用するに際しては、本規程のほか「個人情報の保護に関する法律」等の個人情報の法令を遵守しなければならない。

２　使用者は、システムを通じて入手した医療情報については、適正な使用に努めるとともに、診療、説明及び閲覧目的以外に使用してはならない。

３　使用者は、付与されたIDおよびPWを適正に管理しなければならない。

４　使用者は、システムに接続する端末にセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

５　使用者は、システム使用時に発生した不具合を管理責任者へ報告する義務を負う。

（使用申請）

第９条　システムを使用しようとする機関は、「なんと在宅支援ネットワーク使用機関申請書・変更届出書」により協議会の長あてに使用申請を行うものとする。

２　使用申請があった場合は、協議会の長が審査を行い、承認を行うものとする。なお、本規程施行前からシステムを使用している機関は、この限りではない。

（使用時間）

第１０条　システムの使用は、３６５日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は使用者に対し事前に通知した上で運用を停止し、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止する場合がある。

（機能の変更）

第１１条　システムの良好な運用を維持するために必要な場合において、システムに関する機能や使用時間の変更または停止を行う。

２　前項の規定により変更または停止するときは、使用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他運用管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

（医療・介護情報の使用と同意）

第１２条　運用管理者が管理対象とする、利用者（患者）の医療・介護情報（以下「情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。

２　システムを使用して情報を共有する場合は、利用者（患者）の同意がなければならない。

３　使用者が情報をシステムで使用できるのは、当該情報の使用に関し利用者（患者）から同意があった場合に限るものとする。

４　前項の情報を使用できるのは、利用者（患者）から撤回の届けがあるまで有効とする。

（システムで取得した情報の取り扱い）

第１３条　システムで取得した情報の取り扱いは次の各号に掲げるとおりとする。

（１）原則として閲覧している使用者および機関に責任の所在が帰属する。

（２）システムで取得した情報は、自機関における記録の一部であるという認識を持ち

自機関の記録と同じように慎重に扱わなければならない。

（３）システムで取得した情報は、利用者（患者）またはその代理人に別途同意を得たうえ、情報管理者に届け出、承認を得ることを条件に使用することができる。

　（利用端末）

第１４条　携帯用端末（ノート型パソコン、iPad等）でシステムを接続する場合には、端末の紛失・盗難に十分な配慮を心がけるとともに、必ず端末起動時にPW認証を設定しなければならない。

（通信内容の削除）

第１５条　通信内容について次の各号に該当する場合、運用管理者は内容の削除を行うものとする。

（１）通信内容に使用者相互の信頼関係を失墜される恐れがあるとき。

（２）法令等の各条項に違反したとき。

（広域連携の取り扱い）

第１６条　システムを他の地域のネットワークと接続する場合には、協議会の承認を得るものとする。

（運用規程の変更）

第１７条　この運用規程の変更は、協議会の承認を得るものとする。

（その他必要事項）

第１８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運用管理者が特に理由があるときは、この限りではない。

附則

　（施行期日）

１　この規程は、令和元年９月　　日から施行する。